

監査の結果（平成 27 年 7 月 15 日及び平成 27 年 8 月 19 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 25 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 26 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所 西部工業技術センター	平成 27 年 6 月 12 日	平成 27 年 5 月 28 日	実地	3
2	県立総合技術研究所 畜産技術センター	平成 27 年 6 月 11 日	平成 27 年 5 月 19 日	実地	4
3	西部こども家庭センター	平成 27 年 6 月 3 日	平成 27 年 5 月 13 日	実地	5
4	広島障害者職業能力開発校	平成 27 年 6 月 4 日	平成 27 年 5 月 13 日	実地	7
5	北部教育事務所	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 26 日	書面	9
6	県立広島皆実高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 12 日	書面	10
7	県立尾道北高等学校	平成 27 年 6 月 5 日	平成 27 年 6 月 5 日	実地	11
8	県立海田高等学校	平成 27 年 8 月 19 日	平成 27 年 5 月 28 日	書面	12

9	県立佐伯高等学校	平成 27 年 8 月 19 日	平成 27 年 6 月 4 日	書面	13
10	県立向原高等学校 ※	平成 27 年 8 月 19 日	平成 27 年 6 月 2 日	書面	14
11	県立世羅高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 19 日	書面	15
12	県立東城高等学校	平成 27 年 8 月 19 日	平成 27 年 6 月 3 日	書面	17
13	県立賀茂北高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 20 日	書面	18
14	県立安芸高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 22 日	書面	19
15	県立豊田高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 21 日	書面	21
16	県立湯来南高等学校 ※	平成 27 年 8 月 19 日	平成 27 年 5 月 27 日	書面	22
17	県立広島工業高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 12 日	書面	24
18	県立福山工業高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 14 日	書面	26
19	県立三次青陵高等学校	平成 27 年 8 月 19 日	平成 27 年 6 月 2 日	書面	28
20	県立大崎海星高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	平成 27 年 5 月 22 日	書面	29
21	県立広島高等学校	平成 27 年 5 月 27 日	平成 27 年 5 月 27 日	実地	30
22	県立広島南特別支援学校	平成 27 年 5 月 26 日	平成 27 年 5 月 26 日	実地	31
23	県立福山北特別支援学校	平成 27 年 6 月 9 日	平成 27 年 6 月 9 日	実地	32
24	県立広島中学校	平成 27 年 5 月 27 日	平成 27 年 5 月 27 日	実地	33
25	広島西警察署	平成 27 年 4 月 21 日	平成 27 年 4 月 21 日	実地	34
26	安佐南警察署	平成 27 年 4 月 22 日	平成 27 年 4 月 22 日	実地	35

注) 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関である。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 県立総合技術研究所 西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県内企業の振興と技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験ならびに技術者研修、技術情報の提供等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・ 所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10番1号
支所：東広島市鏡山三丁目13番26号（生産技術アカデミー）
- ・ 組織体制 本所：総務担当，3部1チーム（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部，炭素繊維プロジェクトチーム）
支所：総務担当，技術支援担当，2部1チーム（製品設計研究部，生産システム研究部，産業用ロボットプロジェクトチーム）
- ・ 職員数（平成27年4月1日現在）
常勤職員数 61人（本所：36人，支所：25人）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 県立総合技術研究所 畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 庄原市七塚町 584
- ・ 組織体制 4部1課（総務部（管理課），技術支援部，飼養技術研究部，育種繁殖研究部）
- ・ 職員数 26人（平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 西部子ども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保護業務
- ・ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・ 組織体制 6課（総務企画課、相談援助課、児童虐待対応課、女性相談課、判定指導課、一時保護課）
- ・ 職員数 46人（平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業実績（平成25年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	心身障害※	非行	育成	その他	計
865	1,128	112	602	114	2,821

※ 保健相談を含む。

(イ) 児童虐待対応処理件数 (単位：件)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
314	121	9	248	692

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
125人	1,878人	15.0日	5.1人

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等 (単位：件)

相談受付件数（取扱実人員）	療育手帳等判定件数	療育手帳交付件数
777件	590件	655件

(イ) 療育手帳判定件数内訳 (単位：件)

最重度㉠	重度A	中度㉡	軽度B	非該当	計
73	225	181	111	0	590

ウ 女性相談業務

(ア) 主訴別相談件数 (単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その 他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接 相談	131	16	11	12	1	12	0	0	2	185
電話 相談	544	189	196	424	9	0	13	35	0	1,410
計	675	205	207	436	10	12	13	35	2	1,595

(イ) 一時保護状況

区 分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
保護女子	110人 (86人)	1,425人	12.6日	8.3人
同伴児	109人 (100人)	1,589人		

(注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 広島障害者職業能力開発校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、職業能力開発校又は職業能力開発促進センターでは職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練を実施すること。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番23号
- ・ 職員数（平成27年4月1日現在）
 - 常勤職員数 21人
 - 非常勤職員数 36人
- ・ 職業訓練実施状況（平成26年度）

【施設内訓練】

（単位：人）

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	退校者数		修了者数		入校者就職数
					就職者数	就職者数	就職者数	就職者数	
CAD技術科2年	2年	15	22	15	7	3	8	2	6
CAD技術科1年	2年	15	23	13	—	—	—	—	—
情報システム科2年	2年	10	24	10	9	7	1	1	8
情報システム科1年	2年	10	16	8	—	—	—	—	—
Webデザイン科2年	2年	10	21	10	3	1	7	1	4
Webデザイン科1年	2年	10	19	9	—	—	—	—	—
OA事務科	1年	20	30	16	7	5	9	4	11
事務実務科	1年	20	31	19	4	1	15	4	9
総合実務科	1年	30	45	28	25	23	3	3	26
合計		140	231	128	55	40	43	15	64

（注1）CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は平成25年度の状況である。

（注2）入校者就職者数は、自営業も含み、終了3か月後の状況である。

【委託訓練】

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
〔知識・技能習得訓練コース〕 パソコン基礎スキル習得科等7科	3か月	84	68	59	51	19
〔実践能力習得訓練コース〕 事務補助科等4科	1か月	4	4	4	2	2
〔e-ラーニングコース〕 Web制作在宅ワークコース等8コース	4か月	10	8	8	5	3

（注）就業者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

郵便切手類の保管について

郵便切手類のうち、レターパックについて、備え付けの金庫へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 15 条
-----	-----------------

5 北部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・ 所管区域 三次市, 庄原市
- ・ 組織体制 2課 (総務課, 教育指導課)
- ・ 職員数 14人 (平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主な事業 (平成27年度)
管内の市教育長を対象とした会議, 小中学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 県立広島皆実高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番76号
- ・教職員数 80人(19人)
〔平成27年5月1日現在で本務者数, ()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		普通科				衛生看護科				体育科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	200	240	240	680	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数	(人)	201	238	236	675	40	40	40	120	40	40	38	118
充足率	(%)	100.5	99.2	98.3	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.0	98.3
進 学 就 職	大学・短大	204人(85.0%)				38人(97.4%)				36人(90.0%)			
	専修・各種	25人(10.4%)				0人(0.0%)				3人(7.5%)			
	就 職	5人(2.1%)				0人(0.0%)				1人(2.5%)			
	その他	6人(2.5%)				1人(2.6%)				0人(0.0%)			
退学者	(人)	0(0)				0(0)				0(0)			
休学者	(人)	1				0				0			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員	(人)	280	320	320	920
生徒数	(人)	281	318	314	913
充足率	(%)	100.4	99.4	98.1	99.2
進 学 就 職	大学・短大	278人(87.1%)			
	専修・各種	28人(8.8%)			
	就 職	6人(1.9%)			
	その他	7人(2.2%)			
退学者	(人)	0(0)			
休学者	(人)	1			

課 程		専 攻 科		
学科・学年等		衛生看護科		
		1	2	計
総定員	(人)	40	40	80
生徒数	(人)	39	35	74
充足率	(%)	97.5	87.5	92.5
進 学 就 職	大学・短大	1人(2.6%)		
	専修・各種	0人(0.0%)		
	就 職	38人(97.4%)		
	その他	0人(0.0%)		
退学者	(人)	2(1)		
休学者	(人)	3		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は,平成27年5月1日現在である。

- ・「退学者」,「休学者」の状況は,平成26年度(平成27年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は,退学者のうち,休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 県立尾道北高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 尾道市長江三丁目7-1
- ・ 教職員数 53人(13人)
(平成27年5月1日現在で本務者数, ()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。)
- ・ 生徒の状況

課程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	200	600
生徒数	(人)	200	199	194	593
充足率	(%)	100.0	99.5	97.0	98.8
進 学 就 職	大学・短大	177人		(90.8%)	
	専修・各種	16人		(8.2%)	
	就職	0人		(0.0%)	
	その他	2人		(1.0%)	
退学者	(人)	3(1)			
休学者	(人)	0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は,平成27年5月1日現在である。

- ・「退学者」,「休学者」の状況は,平成26年度(平成27年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は,退学者のうち,休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 非常勤職員の費用弁償(旅費)について

学校医の職務執行に際して,誤って旅費を支給しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成26年度)

誤支給額	3人	2,100円
------	----	--------

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について,備品出納簿に記録していなかつた。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	仮設校舎2棟
根拠	広島県物品管理規則第41条

8 県立海田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番60号
- ・教職員数 全日制：62人（16人） 定時制：11人（3人）
〔平成27年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		普通科				家政科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	240	240	240	720	80	80	80	240	320	320	320	960
生徒数	(人)	241	239	240	720	80	78	77	235	321	317	317	955
充足率	(%)	100.4	99.6	100.0	100.0	100.0	97.5	96.3	97.9	100.3	99.1	99.1	99.5
進 学 就 職	大学・短大	199人 (86.5%)				34人 (46.6%)				233人 (76.9%)			
	専修・各種	29人 (12.6%)				25人 (34.2%)				54人 (17.8%)			
	就 職	2人 (0.9%)				13人 (17.8%)				15人 (5.0%)			
	その他	0人 (0.0%)				1人 (1.4%)				1人 (0.3%)			
退学者	(人)	3 (3)				0 (0)				3 (3)			
休学者	(人)	3				0				3			

課 程		定 時 制				
		普通科				
学科・学年等		1	2	3	4	計
総定員	(人)	40	40	40	40	160
生徒数	(人)	33	21	19	17	90
充足率	(%)	82.5	52.5	47.5	42.5	56.3
進 学 就 職	大学・短大	0人 (0.0%)				
	専修・各種	0人 (0.0%)				
	就 職	11人 (78.6%)				
	その他	3人 (21.4%)				
退学者	(人)	5 (3)				
休学者	(人)	21				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成27年5月1日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」の状況は，平成26年度（平成27年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 県立佐伯高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 廿日市市津田 850
- ・ 教職員数 23 人（7 人）

[平成 27 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

- ・ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	27	29	27	83
充足率	(%)	67.5	72.5	67.5	69.2
退学者	(人)	3 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	10 人 (41.7%)			
	専修・各種	10 人 (41.7%)			
	就 職	3 人 (12.5%)			
	その他	1 人 (4.1%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 県立向原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸高田市向原町坂丸山6-1
- ・教職員数（平成27年5月1日現在）
 - 本務者数 25人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	73	52	51	176
充足率	(%)	91.3	65	63.8	73.3
退学者	(人)	6 (2)			
休学者	(人)	4			
進 学 就 職	大学・短大	18人 (33.3%)			
	専修・各種	18人 (33.3%)			
	就 職	18人 (33.3%)			
	その他	0人 (0%)			

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成27年5月1日現在である。
- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成26年度（平成27年3月末現在）である。
 - ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	乾式複写機 1台
根 拠	広島県物品管理規則第41条

11 県立世羅高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 世羅郡世羅町本郷 870 番地
- ・ 教職員数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 44 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18 人
- ・ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
		普通科				生活福祉科				農業経営科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		60	70	80	210	25	27	29	81	30	22	34	86
充足率 (%)		75.0	87.5	100.0	87.5	62.5	67.5	72.5	67.5	75.0	55.0	85.0	71.7
進 学 就 職	大学・短大	40 人 (71.4%)				1 人 (4.0%)				1 人 (3.1%)			
	専修・各種	15 人 (26.8%)				11 人 (44.0%)				15 人 (46.9%)			
	就 職	1 人 (1.8%)				13 人 (52.0%)				15 人 (46.9%)			
	その他	0 人 (0%)				0 人 (0%)				1 人 (3.1%)			
退学者 (人)		1 (1)				3 (1)				2 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		115	119	143	377
充足率 (%)		71.9	74.4	89.4	78.5
進 学 就 職	大学・短大	42 人 (37.2%)			
	専修・各種	41 人 (36.3%)			
	就 職	29 人 (25.7%)			
	その他	1 人 (0.9%)			
退学者 (人)		6 (2)			
休学者 (人)		0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」,「休学者」,「進学就職」の状況は、平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在)である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

生産品販売業務委託に係る売上金額の調定について

学校が生産し出荷する生産品の販売業務を委託し、その売上金額については、委託先が毎月提出する売上金額明細書に基づき学校が発行する納付書により委託先が納付することとしているが、平成 26 年度の販売業務委託に係る売上金額の納入に当たって、当該年度分をまとめて平成 27 年度に調定し納付書を発行していた。適正な事務処理に努められたい。

12 県立東城高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 庄原市東城町川西 476-2
- ・ 教職員数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 17 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		32	36	26	94
充足率 (%)		80.0	90.0	65.0	78.3
退学者 (人)		0			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (24.2%)			
	専修・各種	13 人 (39.4%)			
	就 職	12 人 (36.4%)			
	その他	0 人 (0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」,「休学者」の状況は、平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 県立賀茂北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市豊栄町乃美 632
- ・教職員数 23 人（9 人）

[平成 27 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		63	43	43	149
充足率 (%)		78.8	53.8	53.8	62.1
進 学 就 職	大学・短大	21 人 (42.9%)			
	専修・各種	12 人 (24.5%)			
	就 職	15 人 (30.6%)			
	その他	1 人 (2.0%)			
退学者 (人)		3 (1)			
休学者 (人)		3			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 県立安芸高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市東区上温品四丁目 65 番 1 号
- ・教職員数 全日制 41 人（8 人）
〔平成 27 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は臨時的任用職員, 非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		160	144	147	451
充足率 (%)		100.0	90.0	91.9	94.0
進 学 就 職	大学・短大	46 人 (31.3%)			
	専修・各種	52 人 (35.4%)			
	就 職	38 人 (25.9%)			
	その他	11 人 (7.5%)			
退学者 (人)		10 (0) (人)			
休学者 (人)		0 (人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約の事務処理について

次の委託契約において, ア及びイのとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立安芸高等学校廃棄物収集運搬処理業務 (平成26年度)
-----	--------------------------------

ア 産業廃棄物処理業務の委託契約は, 書面で締結しなければならないが, 法令に定める契約書を作成していなかった。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2
-----	--

イ 産業廃棄物処理業務を委託する場合は、受託者が収集運搬業及び処分業の許可を受けていることを確認しなければならないが、確認を怠っていた。

なお、見積書の徴取先や受託者は、許可業者であった。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4，4の2
-----	--

15 県立豊田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市安芸津町小松原 1202-4
- ・教職員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 15 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		28	26	27	81
充足率 (%)		70.0	65.0	67.5	67.5
生徒数のうち留年者		0	0	1	1
進 学 就 職	大学・短大	1 人 (4.8%)			
	専修・各種	9 人 (42.9%)			
	就 職	9 人 (42.9%)			
	その他	2 人 (9.4%)			
退学者 (人)		4 (0)			
休学者 (人)		1			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 26 年度（平成 27 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 監査対象機関：県立湯来南高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市佐伯区湯来町伏谷 1198
- ・教職員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 19 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		33	32	40	105
充足率（%）		82.5	80.0	100.0	87.5
退学者（人）		5（0）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	10 人（32.3%）			
	専修・各種	13 人（41.9%）			
	就 職	8 人（25.8%）			
	その他	0 人（0.0%）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 26 年度（平成 27 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受財産の管理について

案内看板を設置するために土地を借り受けているが、財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受財産	土地 0.09 m ²
根 拠	・広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 ・広島県公有財産管理規則第 54 条第 2 項

イ 物品の管理について

次の物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	キリコ太鼓目有 (1.4 尺) 2 式
借受物品	輪転謄写機 2 台 複写機 2 台 絵画 1 幅 陶磁器 1 個
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

17 県立広島工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番75号
- ・教職員数（平成27年5月1日現在）
 - 本務者数 113人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 25人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		機械科				電気科				建築科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	80	80	80	240	80	80	80	240
生徒数（人）		79	80	79	238	80	76	76	232	80	74	72	226
充足率（%）		98.8	100.0	98.8	99.2	100.0	95.0	95.0	96.7	100.0	92.5	90.0	94.2
進 学 就 職	大学・短大	10人（12.8%）				13人（17.1%）				13人（19.1%）			
	専修・各種	4人（5.1%）				2人（2.6%）				17人（25.0%）			
	就 職	64人（82.1%）				61人（80.3%）				38人（55.9%）			
	その他	0人（0%）				0人（0%）				0人（0%）			
退学者（人）		0（0）				3（0）				4（0）			
休学者（人）		0				0				0			

課 程		全 日 制											
		土木科				化学工学科				合 計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	320	320	320	960
生徒数（人）		40	38	35	113	40	39	31	110	319	307	293	919
充足率（%）		100.0	95.0	87.5	94.2	100.0	97.5	77.5	91.7	99.7	95.9	91.6	95.7
進 学 就 職	大学・短大	3人（8.3%）				2人（5.1%）				41人（13.8%）			
	専修・各種	2人（5.6%）				5人（12.8%）				30人（10.1%）			
	就 職	31人（86.1%）				31人（79.5%）				225人（75.8%）			
	その他	0人（0%）				1人（2.6%）				1人（0.3%）			
退学者（人）		1（0）				1（0）				9（0）			
休学者（人）		0				0				0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成27年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成26年度（平成27年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

受注者からの提出を受ける書類について

次の契約において、仕様書等に基づき受注者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあった。当校においては、前回監査時（平成 22 年 5 月執行）に同様の指摘を行ったところであり、また、これらの書類は、適切な事業の進捗管理や履行確認を行うための重要な書類となることから、仕様書等に基づき受注者が提出することとなる書類を再確認するとともに、その提出を受注者に対して徹底する必要がある。

契 約 名	提出を受けていなかった書類
消防設備等保守点検業務（平成25～27年度）	計測記録簿，作業日報
広島県立広島工業高等学校野球部既存練習場防音壁工事（平成 25 年度）	実施工程表，工程打合せ会の実施記録
広島県立広島工業高等学校アーチェリー場防矢ネット増設工事（平成 26 年度）	変更施工計画書

18 県立福山工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 福山市野上町三丁目9番2号
- ・ 教職員数 (平成27年5月1日現在)
 - 全日制 本務者数 80人
非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 19人
 - 定時制 本務者数 26人
非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 5人

・ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		機械科				電気科				建築科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		76	78	77	231	32	35	33	100	40	39	37	116
充足率 (%)		95.0	97.5	96.3	96.3	80.0	87.5	82.5	83.3	100.0	97.5	92.5	96.7
進 学 就 職	大学・短大	2人 (2.6%)				1人 (2.9%)				11人 (31.4%)			
	専修・各種	7人 (9.1%)				9人 (25.7%)				9人 (25.7%)			
	就 職	59人 (76.6%)				25人 (71.4%)				13人 (37.1%)			
	その他	9人 (11.7%)				0人 (0%)				2人 (5.7%)			
退学者 (人)		0				6 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			

課 程		全 日 制											
学科・学年等		工業化学・染織システム科				工業化学科				染織システム科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	—	80	—	—	40	40	—	—	40	40
生徒数 (人)		25	34	—	59	—	—	31	31	—	—	26	26
充足率 (%)		62.5	85	—	73.8	—	—	77.5	77.5	—	—	65.0	65.0
進 学 就 職	大学・短大	—				4人 (14.8%)				0人 (0%)			
	専修・各種	—				2人 (7.4%)				7人 (35%)			
	就 職	—				19人 (70.4%)				13人 (65%)			
	その他	—				2人 (7.4%)				0人 (0%)			
退学者 (人)		5 (0)				1 (0)				2 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		電子機械科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	40	200	280	280	280	840
生徒数 (人)		80	79	36	195	253	265	240	758
充足率 (%)		100.0	98.8	90.0	97.5	90.4	94.6	85.7	90.2
進 学 就 職	大学・短大	3人 (8.6%)				21人 (9.2%)			
	専修・各種	7人 (20%)				41人 (17.9%)			
	就 職	21人 (60%)				150人 (65.5%)			
	その他	4人 (11.4%)				17人 (7.4%)			
退学者 (人)		0				15 (0)			
休学者 (人)		0				0			

課 程		定 時 制														
学科・学年等		機械科					電気科					計				
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		40	40	40	40	160	40	40	40	40	160	80	80	80	80	320
生徒数 (人)		16	18	11	12	57	12	8	4	10	34	28	26	15	22	91
充足率 (%)		40.0	45.0	27.5	30.0	35.6	30.0	20.0	10.0	25.0	21.3	35.0	32.5	18.8	27.5	28.4
進 学 就 職	大学・短大	1人 (6.3%)					0人 (0%)					1人 (3.8%)				
	専修・各種	0人 (0%)					0人 (0%)					0人 (0%)				
	就 職	14人 (87.5%)					7人 (70%)					21人 (80.8%)				
	その他	1人 (6.3%)					3人 (30%)					4人 (15.4%)				
退学者 (人)		17 (8)					10 (1)					27 (9)				
休学者 (人)		2					0					2				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成27年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成26年度(平成27年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

重要物品の管理について

教育課程の変更や故障などにより、使用されていない重要物品が多数見受けられた。今後の活用方を検討するとともに、使用が見込まれない重要物品については、処分(売払い、譲与、廃棄等)を進める必要がある。

使用されていない重要物品	織機, フライス盤, 水力学実験装置, 熱伝導試験機, 流体実験装置, 自動制御装置
--------------	--

19 監査対象機関：県立三次青陵高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市大田幸町 656 番地
- ・教職員数 25 人 (21 人)
〔平成 27 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	80	79	69	228
充足率	(%)	100.0	98.8	86.3	95.0
進 学 就 職	大学・短大	5 人 (7.5%)			
	専修・各種	23 人 (34.3%)			
	就 職	39 人 (58.2%)			
	その他	0 人 (0.0%)			
退学者	(人)	7 (4)			
休学者	(人)	4			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

普通財産の管理について

次の普通財産の貸付について, 貸付期間の更新を財産台帳に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	名 称	広島県立三次青陵高等学校公舎 (2 号・3 号)
	種 別	土地 (宅地)
	明 細	電柱敷地, 電柱 1 本, 支線 1 本, 暗渠電線管 8.5m ²
用 途	農業集落排水マンホールポンプ制御盤設置のため	
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条	

20 県立大崎海星高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町中野 3989-1
- ・教職員数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 16 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		20	18	25	63
充足率 (%)		50.0	45.0	62.5	52.5
進 学 就 職	大学・短大	6 人 (24%)			
	専修・各種	3 人 (12%)			
	就 職	16 人 (64%)			
	その他	0 人 (0%)			
退学者 (人)		0			
休学者 (人)		0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

品 名	ピアノ (2 台)
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

21 県立広島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 57 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720
生徒数 (人)		241	237	236	714
充足率 (%)		100.4	98.8	98.3	99.2
進 学 就 職	大学・短大	207 人 (86.3%)			
	専修・各種	4 人 (1.7%)			
	就 職	1 人 (0.4%)			
	その他	28 人 (11.7%)			
退学者 (人)		1 (0)			
休学者 (人)		0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」, 「進学就職」の状況は、平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 県立広島南特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・ 所在地 広島市中区吉島東二丁目 10 番 33 号
- ・ 教職員数 63 人（7 人）

[平成 27 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・ 生徒の状況

本 校	部・学年 等	幼稚部				小学部						中学部				高等部				
		3 歳	4 歳	5 歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	男子(人)	0	1	1	2	0	5	1	0	2	3	11	1	2	3	6	9	6	12	27
	女子(人)	1	0	1	2	0	3	0	2	6	0	11	6	5	3	14	2	4	7	13
	合計(人)	1	1	2	4	0	8	1	2	8	3	22	7	7	6	20	11	10	19	40
進 学 就 職	進学	—				—						6 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)				
	就職	—				—						0 人 (0.0%)				3 人 (100.0%)				
	その他	—				—						0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				

注 「部・学年」の生徒数等は, 平成 27 年 5 月 1 日現在である。

「進学就職」の状況は, 平成 26 年度(平成 27 年 3 月末現在)である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 県立福山北特別支援学校

(1) 機関の概要

・主な業務 知的障害等のある児童・生徒に対する教育の実施

・所在地 福山市加茂町下加茂6番地

・教職員数 164人(17人)

[平成27年5月1日現在で本務者数, ()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部							
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	1職	2	2職	3	3職	計	
男子(人)	25	16	14	10	12	14	91	21	18	14	53	24	12	26	10	24	5	101	
女子(人)	14	8	10	6	8	9	55	6	11	11	28	10	4	9	5	6	3	37	
合計(人)	39	24	24	16	20	23	146	27	29	25	81	34	16	35	15	30	8	138	
進学就職	進学	—							23人(100.0%)				0人(0.0%)						
	就職	—							0人(0.0%)				20人(47.6%)						
	その他	—							0人(0.0%)				22人(52.4%)						

注 「部・学年」の生徒数等は, 平成27年5月1日現在である。

「進学就職」の状況は, 平成26年度(平成27年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 県立広島中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 25 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 3 人
- ・生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		160	160	158	478
充足率 (%)		100.0	100.0	98.8	99.6
進 学 就 職	進 学	154 人 (100.0%)			
	就 職	0 人 (0%)			
	その他	0 人 (0%)			

(注)・「学年」の生徒数等は、平成 27 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は、平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 広島西警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 広島市西区商工センター四丁目1番3号
- ・ 所管区域 広島市西区
- ・ 管内面積 35.67 km²
- ・ 管内人口 188,738人（平成27年3月31日現在）
- ・ 組織体制 9課（警務課，会計課，留置管理課，生活安全課，地域課，刑事第一課，刑事第二課，交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員数	222人
非常勤職員数	9人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 安佐南警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市安佐南区西原九丁目3番20号
- ・所管区域 広島市安佐南区
- ・管内面積 117.21 km²
- ・管内人口 239,866人（平成27年3月31日現在）
- ・組織体制 9課（警務課，留置管理課，会計課，生活安全課，地域課，刑事第一課，刑事第二課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員数	216人
非常勤職員数	19人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

次の借受物品について，備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	複写機 2台
根拠	広島県物品管理規則第41条

イ 委託契約における事務処理について

大型ゴミ等の処理に当たり，産業廃棄物として処理すべき廃棄物を一般廃棄物として処理したため，次の委託契約において，（ア）及び（イ）のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	大型ゴミ等収集運搬処理業務（平成26年度）
-----	-----------------------

（ア）産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合は，それぞれ許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが，一般廃棄物処理に係る許可は有するものの産業廃棄物処理に係る許可を受けていない業者に，一括して委託していた。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項
----	-------------------------

（イ）廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は，法定事項を記載した委託契約書を作成すべきところ，これに代えて，法定事項の記載のない請書を徴していた。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2
----	---